（放射線取扱主任者定期講習結果の報告）

第百十三条　登録放射線取扱主任者定期講習機関は、放射線取扱主任者定期講習を実施したときは、当該放射線取扱主任者定期講習が終了した日の属する月の翌月末日までに、別記様式第二十二による報告書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　前項の報告書には、放射線取扱主任者定期講習の修了者の氏名、生年月日及び住所、放射線取扱主任者定期講習の修了証の交付年月日、放射線取扱主任者免状の番号並びに放射線取扱主任者として選任されている事業所等の名称及び所在地を記載した放射線取扱主任者定期講習の修了者の一覧表を添付しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第百十四条　登録放射線取扱主任者定期講習機関は、法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出をしようとするときは、別記様式第四の届書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（放射線取扱主任者定期講習業務規程の届出）

第百十五条　登録放射線取扱主任者定期講習機関は、法第四十一条の三十八第一項前段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第二十三の届書に、放射線取扱主任者定期講習業務規程を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　登録放射線取扱主任者定期講習機関は、法第四十一条の三十八第一項後段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第二十四の届書に、放射線取扱主任者定期講習業務規程（変更に係る部分に限る。）を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

（放射線取扱主任者定期講習業務規程の記載事項）

第百十六条　法第四十一条の三十八第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　放射線取扱主任者定期講習業務を行う時間及び休日に関する事項

二　放射線取扱主任者定期講習業務を行う場所及び放射線取扱主任者定期講習の実施場所に関する事項

三　放射線取扱主任者定期講習業務の実施方法に関する事項

四　放射線取扱主任者定期講習業務の信頼性を確保するための措置に関する事項

五　放射線取扱主任者定期講習の受講の申込みに関する事項

六　放射線取扱主任者定期講習の受講手数料の額及びその収納の方法に関する事項

七　放射線取扱主任者定期講習に用いる教材に関する事項

八　放射線取扱主任者定期講習の修了証の交付に関する事項

九　［略］

十　放射線取扱主任者定期講習業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

十一　［略］

十二　その他放射線取扱主任者定期講習業務の実施に関し必要な事項

（業務の休廃止の届出）

第百十七条　登録放射線取扱主任者定期講習機関は、法第四十一条の三十九の規定により放射線取扱主任者定期講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第二十五の届書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（定期講習結果の報告）

第百十三条　登録定期講習機関は、定期講習を実施したときは、当該定期講習が終了した日の属する月の翌月末日までに、別記様式第二十二による報告書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　前項の報告書には、定期講習の修了者の氏名、生年月日及び住所、定期講習の修了証の交付年月日、放射線取扱主任者免状の番号並びに放射線取扱主任者として選任されている事業所等の名称及び所在地を記載した定期講習の修了者の一覧表を添付しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第百十四条　登録定期講習機関は、法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出をしようとするときは、別記様式第四の届書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（定期講習業務規程の届出）

第百十五条　登録定期講習機関は、法第四十一条の三十八第一項前段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第二十三の届書に、定期講習業務規程を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　登録定期講習機関は、法第四十一条の三十八第一項後段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第二十四の届書に、定期講習業務規程（変更に係る部分に限る。）を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

（定期講習業務規程の記載事項）

第百十六条　［同上］

一　定期講習業務を行う時間及び休日に関する事項

二　定期講習業務を行う場所及び定期講習の実施場所に関する事項

三　定期講習業務の実施方法に関する事項

四　定期講習業務の信頼性を確保するための措置に関する事項

五　定期講習の受講の申込みに関する事項

六　定期講習の受講手数料の額及びその収納の方法に関する事項

七　定期講習に用いる教材に関する事項

八　定期講習の修了証の交付に関する事項

九　［同上］

十　定期講習業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

十一　［同上］

十二　その他定期講習業務の実施に関し必要な事項

（業務の休廃止の届出）

第百十七条　登録定期講習機関は、法第四十一条の三十九の規定により定期講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第二十五の届書を原子力規制委員会に提出しなければならない。